

柏市一般乗合旅客自動車運送事業 運賃協議会要領の改定について

柏市交通政策課

◆ 運賃協議会の要領改正までの整理

運賃の原則と特例

原則⇒ 上限運賃認可・実施運賃届出
→ 一般的なバス運賃の設定

特例⇒ **協議運賃**（運賃協議会で審議するもの）のとおりに
→ コミュニティ交通の運賃の設定等

運賃協議会で審議するもの

地域需要に応じた地域住民のための旅客運行を確保する必要がある路線（路線定期運行，路線不定期運行）または営業区域（区域運行）に係る運賃等を協議するもの

これまで

路線定期運行および均一制運賃を適用する路線（ワニバス南部ルート）において、運賃の変更がないにもかかわらずバス停の移設や路線の付け替え等が生じる度に関係者を集め運賃協議会を開催していた。
⇒ 関係者の負担増

◆ 運賃協議会の要領改正までの整理

今回の協議事項の概要

令和7年6月30日付で国土交通省物流・自動車局より事務連絡「道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について」が出され、運賃の変更のないバス停移設やルートの付け替え等の軽微な変更については、運賃協議会の開催を要しないことが示された。これに基づき、柏市一般乗合旅客自動車運送事業運賃協議会要領を改定するもの

要領改定のメリット



Point! 均一制運賃を適用する路線（ワニバス南部ルート）において、軽微な変更に伴う運賃協議会の開催を要しないことで、関係者の負担軽減につながるのと同時に、速やかな手続きに資する。

◆要領の主な変更点について

✓運賃協議会の開催を要しない以下の軽微な事案を運賃協議会要領に位置付ける

- ① 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合
- ② 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合
- ③ 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合
- ④ 新たな決済手段を追加する場合

◆事前の意見聴取等について

✓柏市HPにて運賃協議会要領改定について意見聴取を実施
期間：R8.2.2～R8.2.16（15日間）
⇒ 意見無し